





2025年2月25日

各 位

会 社 名 代表者名

アトミクス株式会社

代表取締役社長 宮里 勝之

コード番号 4625

問合せ先 取締役執行役員管理統括部長 冨士田 学

電 話 03-3969-0471

## 「株式付与ESOP信託」の信託期間延長および追加拠出に関するお知らせ

当社は、2025年2月25日開催の取締役会において、2015年4月より導入しております当社従業員を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」(以下「ESOP信託」といいます。)の継続およびESOP信託に対する金銭の追加拠出について決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

## 1. ESOP信託の概要および目的

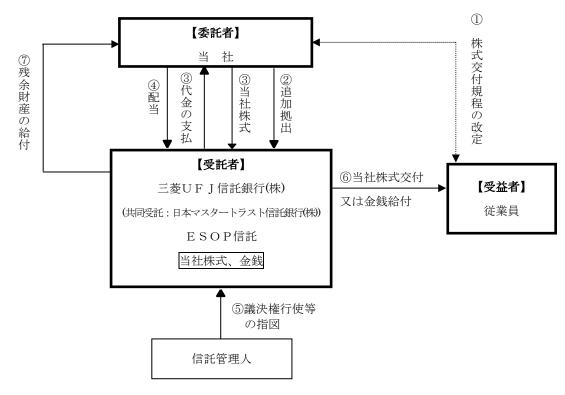
ESOP信託は、予め定める株式交付規程に基づき、一定の受益者要件を満たす従業員に当社株式を交付するインセンティブ・プランです。当社は、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としてESOP信託を導入しています。

## 2. 追加拠出の理由

当社では、ESOP信託を継続することに伴い、今後、交付すべき株式数の増加が見込まれることから、ESOP信託に対して、当社株式の取得資金を追加拠出することとしました。

(※) ESOP信託に対する金銭の追加拠出に伴い、現在会社が保有する1,652,645株(2024年9月30日時点)のうち、136,700株(83百万円)をESOP信託に対して処分することを同時に決議しました。詳細につきましては、本日発表しました「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

## 3. ESOP信託の仕組み



- ① 当社は、本制度を継続の上、株式交付規程の一部を改定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する従業員を受益者として設定したESOP信託に金銭を追加拠 出します。
- ③ ESOP信託は、上記②で追加拠出された金銭およびESOP信託内に残存している金銭を 原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社(自己株式 処分)から取得します。
- ④ ESOP信託は、当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の受益者要件を満たす従業員に対して、当社株式を交付します (例外的に、受益者の選択により信託内で当社株式を換価して金銭で受領することも可能です)。
- ② ESOP信託の清算時に、受益者に株式交付された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に 帰属します。
- ※受益者要件を充足する従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

(ご参考) 信託期間延長後のESOP信託の概要

① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

② 信託の目的 従業員に対するインセンティブの付与

③ 委託者 当社

④ 受託者 三菱UF J信託銀行株式会社

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

⑤ 受益者 従業員のうち受益者要件を充足する者

⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)

⑦ 信託契約日 2014年12月12日

⑧ 信託の期間 2014年12月12日~2025年3月31日(変更前)

2014年12月12日~2030年3月31日(変更後)(予定)

⑨ 議決権行使 受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社

株式の議決権を行使します。

⑩ 取得株式の種類 当社普通株式

⑪ 追加信託金額 73,387,000 円

⑫ 株式の取得方法 当社自己株式の第三者割当により取得

以上